

## 地方財政の改革に関する緊急決議

全国町村会長の山本でございます。

現下の地方財政危機を打破し、地方分権の推進を図るため、ここに、「地方財政の改革に関する緊急決議」を行いたいと存じます。

案文は、お手元に配布してありますので、以下、全国の地方公共団体が総力を結集して、実現を期すべき事項につきまして、簡潔に要約して申し上げます。

1つ、「三位一体改革」の全体像と工程表を早急に明示するとともに、地方財政計画の作成等にあたっては、地方六団体等と協議すること。

1つ、税源配分の抜本的見直しを行い、地方が担うべき事務と責任に見合った税源を、基幹税により、早期に移譲すること。

1つ、単なる地方への負担転嫁となる国庫補助負担金の削減は、絶対に行わないこと。また、国庫補助負担金の廃止は、あくまで地方の自由度を高めるものを対象に行い、合わせ、必置規制や基準の義務付けなどを廃止すること。

1つ、地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能を堅持し、その内容の充実強化を図るとともに、地方財政運営に支障を生じないよう所要額を安定的に確保すること。

1つ、国直轄事業負担金を廃止すること。

以上、決議する。

どうぞ、皆様方の満場のご賛同をお願いします。

